

2021年10月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社 根本保険事務所

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

記

1.計画期間 2021年10月1日～2023年9月30日までの2年間

2.内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性従業員・・・育児休業、育児目的に年次休暇及び出産休暇の取得率を
80%以上にする

女性従業員・・・育児休業の取得率を100%にすること

<対策>

- 2021年10月～ 社内諸制度の周知及び育児休業等を取得しやすい職場環境作りのための情報発信を行う
- 2021年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施

目標2：計画期間内に子育て期、介護の必要がある親族がいる従業員には所定外労働をさせないことを徹底する

<対策>

- 2021年10月～従業員のニーズ把握、検討開始
- 2021年10月～制度導入・説明会による従業員への周知

目標3：小学校入学前までの子を持つ従業員の短時間勤務制度を導入する

<対策>

- 2021年10月～従業員のニーズ把握、検討開始
- 2021年10月～制度導入・説明会による従業員への周知